

福祉部

議案第 1 3 6 号 大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する
条例の制定について

議案第 1 3 6 号大津市立障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

資料の 2 ページをお願いいたします。

まず、改正理由についてご説明します。

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義し、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしております。そのため、同法の趣旨を踏まえ、令和 7 年 4 月 1 日の組織再編に合わせ、こども未来部における組織名称として用いる「子ども」の表記を全てひらがなに統一するものです。

また、やまびこ総合支援センターについて、組織再編により、所管事業が 2 部にまたがることになるため、条例に記載する所管事業について整理を行うものです。

次に、改正内容についてご説明します。

1 点目は、組織名称として用いる「子ども」の表記をひらがなに変更することから、「大津市北部子ども療育センター」を「大津市北部こども療育センター」に、「大津市東部子ども療育センター」を「大津市東部こども療育センター」にそれぞれ変更するものです。

2 点目は、組織再編に伴い、こども未来部にやまびここども療育センターを新たに設置し、現在のやまびこ総合支援センターにおける児童向けの事業をやまびここども療育センターへ、上記以外の事業を健康福祉部所管のやまびこ総合支援センターへと整理いたします。

資料の 3 ページ以降に改正箇所の新旧対照表を記載しております。

1 1 ページをお願いいたします。

施行期日は令和 7 年 4 月 1 日としております。

説明は以上でございます。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。